

令和6年度 神奈川県立足柄高等学校不祥事ゼロプログラム

神奈川県立足柄高等学校は、不祥事の発生をゼロにすることを目的として、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定め、組織全体での取組みを推進します。

1 実施責任者

神奈川県立足柄高等学校不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、副校長がこれを補佐します。また、全職員が「不祥事ゼロ」の当事者である意識をもち、課題を共有し合って、主体的に不祥事ゼロに取り組みます。

2 目標及び行動計画

(1) 法令遵守意識の向上

ア 目標

教育公務員として厳正に服務規律を遵守し、公務外非行を未然に防止します。

イ 行動計画

- (i) 日常的に服務の厳正を図り、法令を遵守します。
- (ii) 啓発資料等を活用して、教育公務員としての意識喚起に努め、法令遵守意識を向上させます。

(2) わいせつ、セクハラ行為の防止

ア 目標

セクハラやわいせつ行為を未然に防止します。

イ 行動計画

- (i) 原則として、部活動指導時も含めて生徒との連絡に携帯電話やメール、SNS等を使用することを禁止し、生徒へも周知します。
- (ii) 不祥事防止会議や職員研修会の実施、啓発資料等を活用して不断の意識喚起等に努め、対生徒及び職員間のハラスメント、わいせつ行為等を未然に防止します。
- (iii) 教科準備室等の適切な利用の徹底を図ります。

(3) 体罰、不適切な指導の防止

ア 目標

適切な生徒指導に努め、体罰を防止します。

イ 行動計画

- (i) 日ごろから、生徒・保護者との良好なコミュニケーションを図るとともに生徒理解を深め、信頼関係を構築して、体罰・不適切指導を防止します。
- (ii) 研修や啓発資料の活用等により人権意識を高め、生徒理解に基づく体罰によらない指導を徹底します。

(4) 成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止

ア 目標

通知表や調査書等、成績処理及び進路関係書類の作成に係る事故を未然に防止します。

イ 行動計画

- (i) 成績処理及び進路関係書類の作成・点検に係るマニュアルに基づき、作成・点検を確実に実施し、課題改善にも努めます。
- (ii) 職員間の相互チェック機能に組織的に取り組み、チェック時間も充分確保して効果のある点検を行い、事故防止の徹底を図ります。

(5) 個人情報等の管理・情報セキュリティ対策（パスワードの設定、誤廃棄防止）

ア 目標

個人情報の適切な管理や取扱及び情報セキュリティの確保を図ります。

イ 行動計画

- (i) 個人情報や電子媒体等の校外持出の管理の徹底や携帯電話のパスワードによるロックの設定を徹底します。
- (ii) 行政文書等の誤廃棄が発生しないよう、保存、取扱の厳正を図ります。

(6) 業務執行体制の確保等

ア 目標

報告・連絡・相談体制を徹底し、不祥事防止への意識を喚起し、前向きで風通しの良い職場づくりに取り組みます。

イ 行動計画

- (i) 日頃より職員間での情報の共有化の推進に努め、円滑な業務体制を作ります。
- (ii) 管理職と職員間のコミュニケーションに努め、よりよい信頼関係を構築することにより、課題を共有し、その解決を図ります。

(7) 会計事務等の適正執行

ア 目標

適正な会計処理を行い、事故の発生を未然に防止します。

イ 行動計画

- (i) 私費会計事務処理の手引きに則った会計処理を行います。
- (ii) 私費会計担当者をはじめ、全職員対象の研修会や日常的な複数名チェック体制のもと、会計業務の厳正化を推進します。また、備品管理の適正を図ります。

(8) 交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守

ア 目標

交通事故、酒酔い、酒気帯び運転の未然防止に努めます。

イ 行動計画

法令を遵守し、交通事故防止等に係る啓発資料等の活用や具体的な交通事故事例の共有により不断の意識喚起を図ります。

(9) 入学者選抜に係る事故防止

ア 目標

入学者選抜業務の事故を未然に防止します。

イ 行動計画

- (i) 実施要項の見直しや組織的な業務遂行により、入学者選抜における事故を根絶します。
- (ii) 採点業務における組織的なチェック体制を再構築しながら、実効性のある点検を行い、事故防止の徹底を図ります。

(10) 不祥事防止を目的とした、管理職による全職員との個別面談の実施

ア 目標

不祥事防止への意識喚起と前向きで風通しの良い職場づくりに取り組みます。

イ 行動計画

個別面談を通して、管理職と職員間のコミュニケーションに努め、より良い信頼関係を構築することにより、教職員の当事者意識を醸成し、課題を共有し、その解決を図ります。

3 検証

(1) 第1回検証

2に規定する行動計画について、令和6年10月初旬までに実施状況を確認し、未実施がある場合は令和6年11月中に補完措置を行います。

(2) 第2回検証

2に規定する行動計画について、令和6年12月初旬までに実施状況を確認し、未実施がある場合は、令和7年1月中に補完措置を行います。また、各目標達成に向けた行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行います。

(3) 最終検証

2に規定する行動計画について、令和7年3月初旬に実施状況を確認するとともに、自己評価を行います。その結果をもとに、令和7年度における足柄高等学校不祥事ゼロプログラムを策定します。